

平成29年4月3日

## 特定工事請負契約の作業報酬下限額について（通知）

本市発注工事請負、業務委託につきましては、日頃から御協力をいただきまして、ありがとうございます。

平成29年3月28日に開催された「川崎市作業報酬審議会」において、作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項第1号に掲げる特定工事請負契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について、全会一致で決議され、同日、川崎市に答申されました。

本市では答申を踏まえ、特定工事請負契約の作業報酬下限額を次のとおり定めましたのでお知らせします。

川崎市契約条例では、条例で定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約を市と締結する者は、市が定める作業報酬下限額以上の賃金等を契約業務に従事する労働者が受け取ることができるようにしなければならないとされております。

なお、契約条例、契約規則等の詳細につきましては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載しておりますので御覧ください。

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

### 1 今回の作業報酬下限額の対象となる契約

平成29年4月3日以降に公告する予定価格6億円以上の工事請負契約（特定工事請負契約）

### 2 作業報酬下限額

川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

別表のとおり（時給）

※ なお、平成28年度の川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（予定価格1,000万円以上の業務委託契約（警備のうち人的警備、駐車場管理、建物清掃等、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務のうちデータ入力及び給食調理業務）、指定管理業務）に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額については、すでにお知らせしたとおり、964円（時給）となります。（平成29年4月1日から契約を締結する契約等に適用。）

契約課調整係 担当

電話 （044）200 - 3695

## 【別紙】特定工事請負契約の作業報酬下限額

平成29年4月3日以降に公告する特定工事請負契約から適用する。

ただし、平成29年4月3日より前に公告し、かつ、平成29年4月3日以降に契約を締結する案件のうち、平成28年2月の公共工事設計労務単価で積算し、契約締結後に平成29年3月の公共工事設計労務単価に基づき変更契約を締結する案件については、当該作業報酬下限額を適用する。

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	2,594
普通作業員	2,242
軽作業員	1,570
造園工	2,230
法面工	2,776
とび工	2,958
石工	2,924
ブロック工	2,697
電工	2,480
鉄筋工	2,799
鉄骨工	2,776
塗装工	3,049
溶接工(機械工)	3,345
運転手(特殊)	2,629
運転手(一般)	2,242
潜かん工	3,243
潜かん世話役	3,834
さく岩工	3,072
トンネル特殊工	3,208
トンネル作業員	2,629
トンネル世話役	3,458
橋りょう特殊工	3,220
橋りょう塗装工	3,367
橋りょう世話役	3,630
土木一般世話役	2,697
高級船員	3,140
普通船員	2,480

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
潜水士	4,346
潜水連絡員	2,958
潜水送気員	2,912
山林砂防工	2,902
軌道工	4,732
型わく工	2,799
大工	2,765
左官	2,902
配管工	2,287
はつり工	2,708
防水工	2,958
板金工	2,935
タイル工	2,457
サッシ工	2,720
内装工	3,026
ガラス工	2,685
建具工	2,629
ダクト工	2,275
保温工	2,389
建築ブロック工	2,538
設備機械工	2,424
交通誘導警備員A	1,570
交通誘導警備員B	1,365
電気通信技術者	3,322
電気通信技術員	2,230
機械設備製作工	2,639
機械設備据付工	2,333